

共済への加入お申し込みは  
下記のいずれかにお電話でご連絡ください。  
係のものがご希望の日時に参上いたします。

## 兵庫県交通共済協同組合

〒657-0043

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号（兵庫県トラック総合会館内）

総務部（代表） 078-882-5718

営業部（契約関係） 078-882-5739

（損害保険） 078-882-5900

補償部（事故・補償関係）

1課（対人） 078-882-5724

2課（対物） 078-882-5734

FAX各部共通 078-882-4747

共済ホームページ

<http://www.hyogo-kyousai.jp/>

兵庫県交通共済協同組合

検索

## 兵庫県交通共済 協同組合 東部支所

〒660-0806

尼崎市金楽寺町1丁目3番7号  
(尼崎運輸事業協同組合会館内)電話 06-6482-3670  
FAX 06-6482-8392

## 兵庫県交通共済 協同組合 西部支所

〒670-0962

姫路市南駅前町100番  
(姫路パラシオ第2ビル3階303号)電話 079-223-2428  
FAX 079-223-2425

夜間・休日対応のサービスのご利用についてご案内申し上げます。

夜間・休日の交通事故は

JHRネットワークサービス(株)

へご連絡ください

0120-94-1356♪

事故受付のみとなります、翌営業日に当共済よりご連絡をさせていただきます。



# 兵交協 だより

No.243  
2024 Apr. 春号

4



赤土 光璃

## CONTENTS

第2回理事会／第6回正副理事長会議が開催されました／交通安全祈願祭	— 1	ロードサービス特約のご案内	— 8
令和5年中の交通事故発生状況	— 2	法律相談Q&A	— 9
令和6年度事故防止対策推進計画の概要	— 3	地区別出資契約状況（2月末）	— 11
令和6年度「特別指導講習会」開催日程	— 5	地区別事故受理状況（2月末）	— 12
令和6年度「安全運転講習会」（特定任意講習）開催日程	— 6	組合員の動き／事務局異動のお知らせ／訃報	— 13
令和6年度 交通事故防止作品コンクール／ラッピングトラックのご紹介／第4回キャンペーンのお知らせ	— 7	組織図	— 14

## 令和5年度 第2回 理事会が開催されました

**日時** 令和6年1月30日(火) 午後1時から

**場所** 兵庫県トラック総合会館

稻田副理事長をはじめ、理事・監事26名が出席し、以下の事項を協議しました。

### 【議題】

- (1) 共済の現況 契約・事故・決算状況(12月末)について
- (2) ロードサービス特約の概要及び運営方針(案)について
- (3) 自動車共済普通共済約款の一部改正について
- (4) 自動車共済規程の一部改正について
- (5) 新規加入状況について
- (6) 臨時総代会の開催日程および上程議案について

## 令和5年度 第6回 正副理事長会議が開催されました

**日時** 令和6年2月15日(木)

**場所** 兵庫県トラック総合会館

副理事長3名により令和5年度 臨時総代会の書面議決書集計を行いました。

### 【臨時総代会上程議案】

- 第1号議案 自動車共済規程の一部改正(案)について  
第2号議案 自動車共済普通共済約款の一部改正(案)について

## ◆交通安全祈願祭◆

～神戸市東灘区 弓弦羽神社 にて～

兵交協では、去る2月15日(木)、正副理事長会議開催後、副理事長3名をはじめ事務局常勤役員など6名で昨年に引き続き弓弦羽神社に於いて交通安全祈願祭を執り行いました。

本年度の事故状況については、昨年と比較して対人・対物事故件数は若干減少しました。  
(令和6年1月末現在)

高額案件が増加しておりますので、交通事故防止対策(講習会・セミナー等)を通じて役職員一同、組合員の皆様に事故防止意識を高めていただけるよう呼び掛けています。

組合員様と事務局が一体となり更なる事故防止が実現することを誓い、交通安全祈願祭を実施しました。



## 令和5年中の交通事故発生状況

### 1. 全国の交通事故発生状況(前年比)

* 人身事故件数	307,911件	(+6,718件)
* 死者数	2,678人	(+68人)
* 負傷者数	365,027人	(+8,608人)

### 2. 都道府県別死者数ワースト順位

1 大阪	148人 (+7人)	6 埼玉	122人 (+18人)
2 愛知	145人 (+8人)	7 神奈川	115人 (+2人)
3 東京	136人 (+4人)	8 福岡	103人 (+28人)
4 北海道	131人 (+16人)	8 兵庫	103人 (-17人)
5 千葉	127人 (+3人)	10 茨城	93人 (+2人)

### 3. 兵庫県の交通事故発生状況(前年比)

* 人身事故件数	16,281件	(-91件)
* 死者数	103人	(-17人)
* 負傷者数	19,113人	(-312人)
(内重傷者)	991人	(-13人)
* 物損事故件数	133,244件	(+5,740件)

<地区別状況>

地区	人身事故件数	死者	負傷者	物件事故件数
神戸	4,327 (-261)	20 (-3)	5,063 (-394)	32,376 (+1,266)
阪神	4,293 (+45)	20 (-6)	4,806 (+4)	38,480 (+1,847)
東播	3,252 (-34)	19 (-10)	3,735 (-131)	23,954 (+924)
西播	3,026 (+49)	27 (+5)	3,517 (+36)	21,881 (+745)
但馬	325 (+48)	5 (+3)	389 (+61)	4,912 (+74)
淡路	399 (+10)	5 (-2)	480 (+6)	4,505 (+312)
高速	659 (+52)	7 (-4)	1,123 (+106)	7,136 (+572)
合計	16,281 (-91)	103 (-17)	19,113 (-312)	133,244 (+5,740)

人身事故件数、死者数及び負傷者数は減少しましたが、物件事故件数は増加しています。

### 4. 当共済関連の交通事故発生状況(対前年度比・1月末現在)

令和5年度中における事故死者は、「3件4人」、前年比「-1件、±0人」となっており、事故態様は対車3件でした。

令和6年度

# 事故防止対策推進計画の概要

## 1 はじめに

令和6年1月末現在の当組合の交通事故は、下表のとおり対人事故は163件（前年度比-14件、-7.9%）、対物事故は947件（同-65件、-6.4%）と減少し、車両事故は217件（同+9件、+4.3%）と増加しました。

また、死亡事故は3件4名（前年度比-1件、±0名）と件数は減少しました。

死者数ゼロは究極の目標ではありますが、令和6年度も数値目標として前年度比死者数を半減、傷者数5%、対物事故件数及び車両事故件数2%の削減を目指し、以下の項目に取り組んでいきます。

令和5年度事故受理状況等（令和6年1月末）

	対人	対物	車両
全国交通共済連合	契約車両数 308,188	283,405	91,634
	事故件数 3,826	22,459	4,294
	死傷者数（死者） 4,865 (62)	—	—
	事故率（%） 1.24	7.92	4.69
兵庫県交通共済	契約車両数 11,265	11,048	3,332
	事故件数 163	947	217
	死傷者数（死者） 198 (4)	—	—
	事故率（%） 1.45	8.57	6.51
単協別順位	12	11	15
令和6年度目標値	死者 前年度の半減 928件	213件	
	傷者 184名 △5%	△2%	△2%

## 2 事故防止重点項目の設定

令和6年度は下記3点を重点項目とします。

- ① よく見る！
- ② 追突・交差点事故の根絶
- ③ 構内・後退事故の根絶

## 3 各種講習会の開催等

### (1) 安全運転講習会（特定任意講習）

組合員事業所の従業員を対象として、運転免許証の更新時講習に代わる安全運転講習会を開催します。講師は、兵庫県警察本部運転免許課を通じて（一財）兵庫県交通安全協会の専任講師を依頼することとします。

開催は、5月から翌年2月までの間に、延べ8回を計画しています。また、普通免許以上を有する同居の配偶者の受講も可能となっています。

なお、「特定任意講習」の受講料（1名：1,350円）は、対人共済契約がある組合員については当組合において負担し、対人共済契約のない組合員については受講者の負担とします。

### (2) 特別指導講習会

事業用トラック運転者の交通事故防止を図るために、事故起因運転者・初任運転者（安全規則第10条第2項第1号及び2号該当者）に対して、事業者自らが行うと規定されている「特別な指導」について、当組合が組合員に代わり講習会を行います。

講習内容につきましては、交協連作成の「特別指導講習テキスト」に基づく座学講習とします。講師は、当組合担当役職員のほか（独）自動車事故対策機構職員等の外部講師とします。

なお、講習受講料は、対人共済契約台数に相当する人数を限度として無料とし、対人共済契約のない組合員等の運転者が受講する場合は、受講料を徴収します。

### (3) 交通事故防止セミナー

令和5年度の事故受理件数は、前年度に比べ対人事故、対物事故は微減したものの、車両事故は微増しています。また、死亡事故が3件4名（前年比-1件、±0名）となっています。

交通事故は事業基盤を揺るがす大きな要因であり、交通事故防止対策は最重要課題として取り組む必要があります。当組合においては、今年度も事業主、管理者等を対象に安全意識の高揚と交通事故防止を目的とした事故防止セミナーを開催します。

なお、開催時期は「秋の全国交通安全運動期間」の時期からとし、開催場所は神戸、姫路及び但馬地区とします。

### (4) 個別講習会

組合員事業所に対して、今年度の事故防止重点項目を柱に、基本的事項の再確認と事故事例に基づく実践的な個別講習会を開催します。開催日時等具体的内容等については、事業所ごとに相談に応じます。

なお、事故多発及び死亡事故等重大事故惹起事業所に対しては、事業所訪問等を通じて講習会の開催を要請させていただきます。

### (5) 巡回による組合員事業所への個別訪問及び助言

事故多発（事故率・損害率）及び死亡事故等重大事故惹起組合員事業所を訪問して、事業者、運行管理者等と懇談し、事故発生状況等の分析結果に基づく事故防止対策やアドバイス等を行い、交通事故の再発及び未然防止を図るための支援を行います。

## 4 各種助成・支援制度

### (1) 運転適性診断の受診に対する助成

国土交通大臣が認定した下記助成対象機関において、組合員事業所の従業員が受診した場合に、「運転適性診断受診手数料助成金交付要綱」に基づき助成を行います。助成額は、適性診断手数料のみとします。（カウンセリング料等は除く。）

適性診断の受診手数料は、下表に掲げるとおりで、対人共済契約台数に相当する人数を限度として助成します。

診断の種類	初任診断	適齢診断	一般診断
受診手数料	4,800円	4,800円	2,400円

#### ※ 助成対象機関

自動車事故対策機構大阪主管支所

網干自動車教習所

はりま自動車教習所

ヤマト・スタッフ・サプライ

尼崎ドライブスクール（一般診断なし）

兵庫県タクシー事業協同組合（兵協安全支援センター）

### (2) 安全運転研修施設の利用に対する助成

組合員事業所に勤務する運転者等の交通安全指導・教育がより効果的に推進されるように、安全運転研修施設を利用した場合、「安全運転研修施設利用助成金支給要綱」に基づき助成します。

対象施設は、「クレフィール湖東」、「網干自動車教習所」の2ヶ所となります。

### (3) 事故防止機器等導入に対する助成

ドライブレコーダー、バックアイカメラ（左側方カメラを含む）及びEMS車載器（デジタル式運行記録計、エコドライブ支援機器）を導入した組合員に対して、「令和6年度事故防止機器等導入助成金支給要綱」に基づき、助成を行います。

なお、事故防止機器の導入については、令和6年2月1日からの導入を対象とします。（左側方カメラについては、車両総重量7.5t以上の車両に限る。）

## 5 その他の施策

### (1) 優良組合員及び優良運転者の表彰

当組合の「表彰取扱規程」により、交通事故防止に功績のあった優良組合員及び当該組合員から推薦された運転者を対象に、賞状及び記念品を贈呈します。

なお、表彰授与式は通常総代会において行います。

### (2) 優良組合員に対する全国トラック交通共済協同組合連合会長表彰の推薦

全国トラック交通共済協同組合連合会（以下、「交協連」という。）が、優良組合員特別表彰規程に基づき、交通事故防止及び組合運営に顕著な功績のあった優良組合員に対して表彰を行うことから、当組合の「表彰取扱規程」による受賞者の中から、特に優秀な組合員を交協連に推薦します。

### (3) 事故防止標語等の作品コンクール

事故防止対策の一環として、組合員及び組合員事業所の運転者等の安全運転意識の高揚並びに事故防止への関心を高めるために、事故防止に関する「標語」、「体験記」、「児童画」を募集して優秀作品を賞賛します。

また、応募作品は、組合における審査終了後、交協連が主催する交通事故防止作品コンクールに全作品を応募します。

なお、児童画について、交協連、兵交協主催分とともに「最優秀作品」に対し、副賞として「ラッピングトラックの製作」を行います。（兵交協主催分については補助）

### (4) 安全運転広報の推進等

組合の機関誌「兵交協だより」については、さらに掲載事項や交通事故防止に資する内容を充実し、安全運転意識の高揚を図ります。

交協連作成の事故防止懸垂幕、カレンダー及び標語等の入選作品集は、例年どおり組合員に配付します。また、ホームページを通じて各種講習会の開催案内や視聴覚教材（DVD）の紹介など事故防止対策についてお知らせします。

また、死亡事故等重大事故発生時には、「共済情報」としてFAXを配信して事故防止を呼びかけることとします。

(5) 交通安全運動への協賛

兵庫県交通安全対策委員会の主催する各季並びに特別交通安全運動に協賛し、各種講習会等において広報啓発活動を推進します。

(6) 視聴覚教材の貸出し

各事業所で独自開催される「安全会議」等に組合が保有するDVDを貸出しています。

## 令和6年度「特別指導講習会」開催日程

### 1 対象

初任運転者	・運転者として新たに雇い入れた者 (過去3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されていた者を除く)
事故惹起運転者	・死者又は重傷者が生じた事故を引き起こした者 ・軽傷者が生じた事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことのある者

### 2 講習の開催日時・場所等

(1) 初任運転者

講習開催日	申込締切日	講習会場
令和6年 5月15日(水)	令和6年 5月2日(木)	姫路市中地字村東26番1 兵庫県トラック協会西部研修センター 会議室 ☎079-294-0797
令和6年 5月29日(水)	令和6年 5月17日(金)	神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック総合会館 会議室 ☎078-882-5718
令和6年 10月9日(水)	令和6年 9月27日(金)	
令和6年 10月23日(水)	令和6年 10月11日(金)	姫路市中地字村東26番1 兵庫県トラック協会西部研修センター 会議室 ☎079-294-0797
令和7年 2月19日(水)	令和7年 2月7日(金)	神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック総合会館 会議室 ☎078-882-5718

※講習時間……9:15～16:30(6時間)

(2) 事故惹起運転者

講習開催日	申込締切日	講習会場
令和6年 9月11日(水)	令和6年 8月30日(金)	姫路市中地字村東26番1 兵庫県トラック協会西部研修センター 会議室 ☎079-294-0797
令和7年 2月26日(水)	令和7年 2月14日(金)	神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック総合会館 会議室 ☎078-882-5718

※講習時間……9:15～16:30(6時間)

申込・問合せ

兵庫県交通共済協同組合 総務第1課(担当:西田・柴谷)  
TEL 078-882-5718 FAX 078-882-4747

## 令和6年度「安全運転講習会」(特定任意講習) 開催日程

No.	講習日時	申込締切日	講習会場	電話
1	令和6年 5月25日(土) 13:30～16:00	令和6年 5月9日(木)	尼崎会場 尼崎市昭和通2丁目7-16 尼崎市総合文化センター 7階 第3会議室	06-6487-0800
2	令和6年 6月8日(土) 13:30～16:00	令和6年 5月23日(木)	淡路会場 洲本市塩屋1丁目1-17 洲本市文化体育館 会議室 2C1・2	0799-25-3321
3	令和6年 6月22日(土) 13:30～16:00	令和6年 6月6日(木)	丹波会場 丹波市柏原町柏原5600 兵庫県立丹波の森公苑 セミナー室	0795-72-2127
4	令和6年 7月6日(土) 13:30～16:00	令和6年 6月20日(木)	姫路会場 姫路市中地字村東26-1 兵庫県トラック協会 西部研修センター 大会議室	079-294-0797
5	令和6年 7月27日(土) 13:30～16:00	令和6年 7月11日(木)	神戸会場 神戸市灘区 大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック総合会館 3階 中会議室	078-882-5718
6	令和6年 10月5日(土) 13:30～16:00	令和6年 9月19日(木)	小野会場 小野市王子町800-1 小野商工会館 3階 中会議室	0794-63-1161
7	令和7年 2月1日(土) 13:30～16:00	令和7年 1月16日(木)	姫路会場 姫路市中地字村東26-1 兵庫県トラック協会 西部研修センター 大会議室	079-294-0797
8	令和7年 2月15日(土) 13:30～16:00	令和7年 1月30日(木)	神戸会場 神戸市灘区 大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック総合会館 3階 中会議室	078-882-5718

\*組合員事業所の従業員の他に普通免許以上を有する同居の配偶者も受講できます。

申込・問合せ

総務部 TEL 078-882-5718・FAX 078-882-4747  
(担当:西田・柴谷)

## 令和6年度 交通事故防止作品コンクール

当組合では、組合員並びに従業員（ご家族も可）の皆様から交通事故の防止を訴える「標語・体験記・児童画」の作品を募集いたします。

### 応募方法

- 組合員毎に取りまとめのうえ応募願います。
- メール** 当組合ホームページから標語応募作品一覧表をダウンロードの上、メールにてご応募ください。  
URL <http://www.hyogo-kyousai.jp/>  
E-Mail [hyo\\_ko\\_kyo@hyogo-kyousai.or.jp](mailto:hyo_ko_kyo@hyogo-kyousai.or.jp)
- 郵送** 〒657-0043  
神戸市灘区大石東町2丁目4-27  
兵庫県交通共済協同組合  
標語及び体験記：6月30日  
児童画：7月31日  
(当日消印有効)
- 切符** 組合員及び従業員とその家族  
(親・配偶者・子供)
- 応募資格** ※詳細につきましては、別送いたしますチラシでご確認ください。

### 昨年度 受賞作によるラッピングトラックのご紹介



## 第4回 新規事業者獲得キャンペーン

実施期間：令和6年4月1日～令和6年9月30日

○兵庫県交通共済に契約されていない運送事業者をご紹介ください。

当共済に契約のない運送事業者様をご紹介頂き契約成立後に記念品を紹介者に贈呈します。

※営業普通貨物（2t超、2t以下）、普通ダンプの契約がある場合に限る。

## 第4回 自賠責共済推進キャンペーン

実施期間：令和6年4月1日～令和6年9月30日

○兵庫県交通共済自賠責代理店のご紹介をお願いします。

兵庫県交通共済自賠責代理店をご紹介頂き代理店契約成立後に組合員、代理店に対して記念品を贈呈します。

○兵庫県交通共済自賠責代理店の契約台数拡大をお願いします。

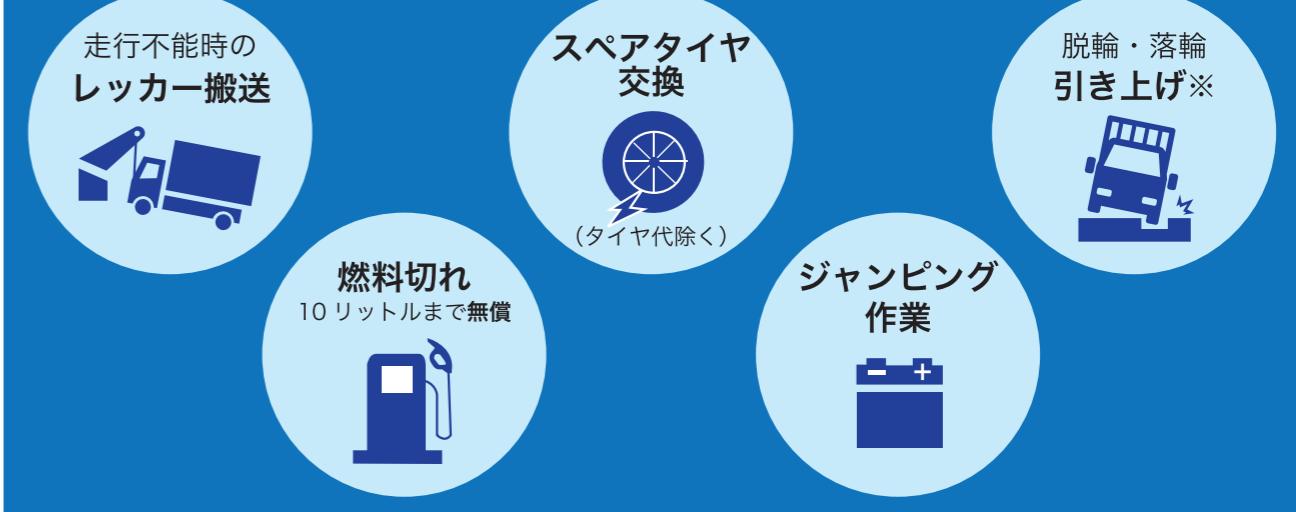
兵庫県交通共済自賠責代理店の自賠責契約台数を促進するものです。

キャンペーン期間中の契約台数の多い上位1位～5位までに表彰状と記念品を贈呈します。

お問い合わせ先 兵庫県交通共済協同組合 契約課 078-882-5739

## 2024年4月1日よりサービス開始 ロードサービス特約

対人共済および対物共済（2種別）の契約があり、特約契約の対象車両が当組合の提携業者または組合員が指定する業者からロードサービスの提供を受けた場合、20万円を限度に以下の費用を支払います。



※スタック（雪道、泥道、砂利道または凍結道路等で、単にスリップまたは空転して抜け出せない状態）を除く

### ロードサービス特約 掛金表

用途・車種	特約掛金 (1両あたり 年間)
(営) 普通貨物車2t超 / (営自) 普通型ダンプカー	13,000円
(営) 普通貨物車2t以下 / (営自) B種工作車 / (自) 普通貨物車2t超	9,100円
(営) 小型 / 三輪貨物車 / (営自) 小型 / 三輪ダンプカー / (営自) 特種用途自動車 / (自) 普通貨物車2t以下	6,100円
(営) 軽四輪貨物車	4,000円
(自) 乗用車A.B.C / (自) 軽四輪乗用車 / (自) 小型 / 三輪貨物車 / (自) 軽四輪貨物車	3,000円

✓ 1回の利用金額は 20万円を上限 とし、共済責任期間内、同一車両の利用は 2回まで。

(共済責任期間が6ヶ月以内である場合は、1回を限度とします。)

\*この特約による支払いは、補償率の計算には算入しません。

提携業者：日本ロードサービス株式会社

### 24時間365日対応

24h/年中無休体制で、全国9,700拠点を超える業界トップクラスのJRSネットがお客様をサポートします



お問い合わせは

兵庫県交通共済協同組合 営業部契約課  
TEL078-882-5739 FAX078-882-4747

## 法律相談 Q & A



いわゆる「働き方改革」によって、令和6年4月より物流業界においても影響があると聞きました。具体的にどう変わるのでしょうか？



### 1 労働法制の見直し

平成30年7月に制定された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(いわゆる「働き方改革関連法」)により、労働基準法も一部改正され、順次施行されております。

働き方改革中でも、特に注目すべきは残業時間の上限規制です。従前、残業時間については、三六協定の締結・届出は必要であるものの法律上の上限は定められておりませんでした(行政指導のみ)。しかし、働き方改革によって、三六協定で定めることのできる時間外労働の上限時間が定められ、原則としてこれを超えることができなくなりました。

現在、自動車の運転業務や建設業界、医師については、経過期間として上記上限規制は適用猶予となっておりますが、令和6年4月1日より、規制の対象となります。時間外労働規制の改正に関して、自動車運送事業における具体的内容及びその影響については以下の通りです。

### 2 自動車運送事業における時間外労働規制の見直し

#### (1) 時間外労働の上限

労働時間は原則として1日8時間・週40時間以内(法定労働時間)とされ、それを超える労働をさせる場合には三六協定を締結して労基署に提出しなければなりません。上述のとおり、以前は三六協定に定める時間外労働時間について上限はありませんでしたが、令和6年4月1日より、1か月45時間及び1年360時間が上限(1年単位の変形労働時間制により労働させる労働者については、1か月42時間及び1年320時間)となりました。

臨時にこれを超える労働させる必要があると認められる場合であっても、自動車運転業務については1年960時間以内(但し休日労働は含まず。)としなければなりません。なお、休日労働は2週に1回が限度となります(改善基準告示4条5項)。

三六協定で定めた時間数を超えて労働させた場合には、労働基準法32条違反となり、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金の対象となります。

#### (2) 拘束時間の上限

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(いわゆる「改善基準告示」)の内容も一部改正されました(別表参照)。

1日の拘束時間(労働時間に休憩時間を合わせた時間。すなわち始業から終業までの時間。)について、上限13時間というのは従前どおりですが、最大でも15時間と短縮

されました(従前は16時間)。ただし、宿泊を伴う長距離貨物輸送の場合、1週について2回に限り、1日の拘束時間を16時間まで延長することができます。ただし、14時間を超える日は週に2回までが目安とされ、連続することは望ましくないされています。

また、1か月の拘束時間については原則284時間に短縮されたほか、1年の拘束時間についても、原則3300時間とされました。労使協定により、1か月310時間、年間3400時間までは延長できますが、1か月284時間を超える月は連続3か月までとしなければなりません。

改善基準告示は、法律ではなく厚生労働大臣告示であるため、罰則の規定はありませんが、労働基準監督署の監督指導において改善基準告示違反が認められた場合、その是正について指導が行われます。また、過重労働を原因として労働者から不法行為責任追及(損害賠償請求)を受けるなど、民事上のリスクを高める要素には十分なり得ます。

#### 〈主な改正内容〉

	現 行	令和6年4月~
時間外労働の上限 (労働基準法)	なし	年960時間
拘束時間 (労働時間+休憩時間) (改善基準告示)	【1日あたり】 原則13時間以内、最大16時間以内 ※15時間超は1週間2回以内 【1ヶ月あたり】 原則、293時間以内。 ただし、労使協定により、年3,516時間を超えない範囲内で、320時間まで延長可。	【1日あたり】 原則13時間以内、最大15時間以内。 ※宿泊を伴う長距離運行は週2回まで16時間 ※14時間超は1週間2回以内 【1ヶ月あたり】 原則、284時間、年3,300時間以内。 ただし、労使協定により、年3,400時間を超えない範囲内で、310時間まで延長可。

#### 3 物流への影響

厚労省によれば、何も対応をせぬまま上記上限規制に服すると、1日1人で運送可能だったところが、二日又は二人での運送が必要となるケースがある等、現在に比べて輸送能力が14パーセント(4億トン相当)不足する可能性があると指摘されております。

そのため、政府の方でも、自動運転トラックの実用化、SA・PAにおける大型車用駐車マスの拡充や整備、通行時間帯条件の緩和、スマートICの整備など、様々な施策を進めるとの方針を打ち出しています。もっとも、かか

る計画は一朝一夕に対応できるものではないため、目前に差し迫った改正法施行に向けて事業者の皆様におかれましても、上記労働時間規制への対応として、運行計画

の再編成、三六協定の見直しなど、社労士や弁護士にご相談の上、早急にご対応いただきますようお願いいたします。

## トラック運転者の改善基準告示

令和6年4月~適用

1年、1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内	<small>【例外】労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり) 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内(年6か月まで) ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める</small>
1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安)	<small>【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(※1)、16時間まで延長可(週2回まで) ※1：1週間ににおける運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合</small>
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間以下回らない	<small>【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(※1)、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間以下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える</small>
運転時間	2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内	
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おむね連続10分以上、合計30分以上) 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない	<small>【例外】SA・PA等に駐停車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可</small>
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる(※2.3) 勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間以下回らない)を与える	<small>*2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。</small>
特例	分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合) 2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合) 隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合)	<small>*4：車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により歩行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること</small>
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない	

(注1)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注2)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注3)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注4)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注5)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注6)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注7)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注8)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注9)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注10)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注11)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注12)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注13)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注14)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注15)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注16)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注17)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注18)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注19)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注20)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注21)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注22)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注23)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注24)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注25)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注26)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注27)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注28)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注29)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注30)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注31)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注32)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注33)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注34)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。</

## 地区別出資契約状況

(令和6年2月末現在)

区分 地区別	出 資		契 約										出資のみ	
	社数	口 数	対 人		搭 傷		対 物		車両		自 賠		社数	口 数
			社数	台数	社数	台数	社数	台数	社数	台数	社数	台数		
東 部	111	1,306	76	1,814	39	407	72	1,770	32	360	33	367	35	547
西 宮	44	284	32	780	20	253	32	722	17	181	28	349	12	171
丹 有	32	206	31	602	17	167	31	602	24	254	33	248	1	10
東 神 戸	65	466	49	708	34	168	48	707	31	304	62	551	16	124
神戸中央	33	354	18	355	11	216	18	355	8	158	83	578	15	280
兵 庫	38	262	30	791	18	195	30	791	22	259	89	619	8	74
西 神 戸	45	418	38	489	25	130	35	479	24	222	40	219	7	35
明 石	59	376	46	805	35	598	43	773	33	338	21	54	13	101
東 播	60	299	49	663	30	263	46	650	32	245	75	361	11	56
北 播	35	169	24	405	19	354	24	405	13	57	9	72	11	68
西 播	132	1,265	97	2,424	53	514	91	2,372	48	515	30	149	35	396
但 馬	34	99	32	495	21	193	31	489	21	116	7	22	2	2
淡 路	40	193	37	560	27	273	37	560	25	237	21	252	3	22
員 外	71	0	71	279	52	176	71	279	31	79	0	0	0	0
合 計	799	5,697	630	11,170	401	3,907	609	10,954	361	3,325	531	3,841	169	1,886
前年同期	805	5,763	639	11,652	405	3,955	617	11,113	368	3,407	454	3,656	166	1,885
前年同期 増 減	-6	-66	-9	-482	-4	-48	-8	-159	-7	-82	77	185	3	1

## 地区別事故受理状況

(令和6年2月末現在)

地区別	対 人				搭 乘 者				対 物	車 両		
	死 亡		傷 害		死 亡		傷 害					
	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数				
東 部	2	3	33	40	0	0	0	0	180	27		
西 宮	1	1	15	17	1	1	0	0	86	14		
丹 有	0	0	11	12	0	0	0	0	54	17		
東 神 戸	0	0	9	11	0	0	0	0	74	24		
神戸中央	0	0	10	11	0	0	0	0	44	10		
兵 庫	0	0	14	23	0	0	0	0	95	19		
西 神 戸	0	0	12	15	0	0	0	0	47	17		
明 石	0	0	12	14	0	0	0	0	85	24		
東 播	0	0	9	10	0	0	0	0	57	13		
北 播	0	0	6	6	0	0	0	0	33	5		
西 播	0	0	25	29	0	0	0	0	186	29		
但 馬	0	0	9	11	0	0	0	0	48	11		
淡 路	0	0	6	7	0	0	0	0	48	23		
員 外	0	0	4	4	0	0	1	1	14	14		
合 計	3	4	175	210	1	1	1	1	1,051	247		
前年同期	4	4	190	248	0	0	3	3	1,096	228		
前年同期 増 減	-1	0	-15	-38	1	1	-2	-2	-45	19		

## 組合員の動き

## 新規組合員

地 区	社 名	所 在 地	代表者名	加入日
西 神 戸	株式会社 辻建設	兵庫県神戸市垂水区桃山台1丁目2-26	辻 有一郎	2024年2月27日
西 播	株式会社 出田興業	兵庫県たつの市揖保町西構485-4	出田 直士	2024年3月1日
東 部	株式会社 三和総業	兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目1番38号	椿本 誉市	2024年3月27日
東 播	株式会社 誠工業	兵庫県高砂市竜山1丁目5番19号	柿元 弘人	2024年3月27日

## 所在地変更等

変更(届出)月	変更事項	(旧)	(新)
令和6年1月	代表者	澤田運輸建設 株式会社 代表取締役 上村 浩貴	代表取締役 澤田 茂樹
令和6年1月	所在地	山下運送 姫路市飾磨区今在家4丁目16	姫路市飾磨区今在家4丁目12-302
令和6年1月	代表者	株式会社 イナガワ運輸事業部 代表取締役 稲川 明	代表取締役 稲川 昌美
令和6年1月	代表者	株式会社 三大陸運 代表取締役 安達 照雄	代表取締役 安達 高幸
令和6年3月	代表者	株式会社 山口運送 代表取締役 石原 祐巳	代表取締役 藤野 豊
令和6年3月	代表者	中兵庫運輸 有限会社 代表取締役 北野 芳則	代表取締役 北野 竜平



よろしくお願いします。

## 採用

(2月1日付)

西部支所 田中 由記

## 昇進

(4月1日付)

補償部 補償第一課 課長 山地 圭介

補償部 補償第二課 係長 後藤 竜太

## 退職 在職中はお世話になりました。

(3月31日付)

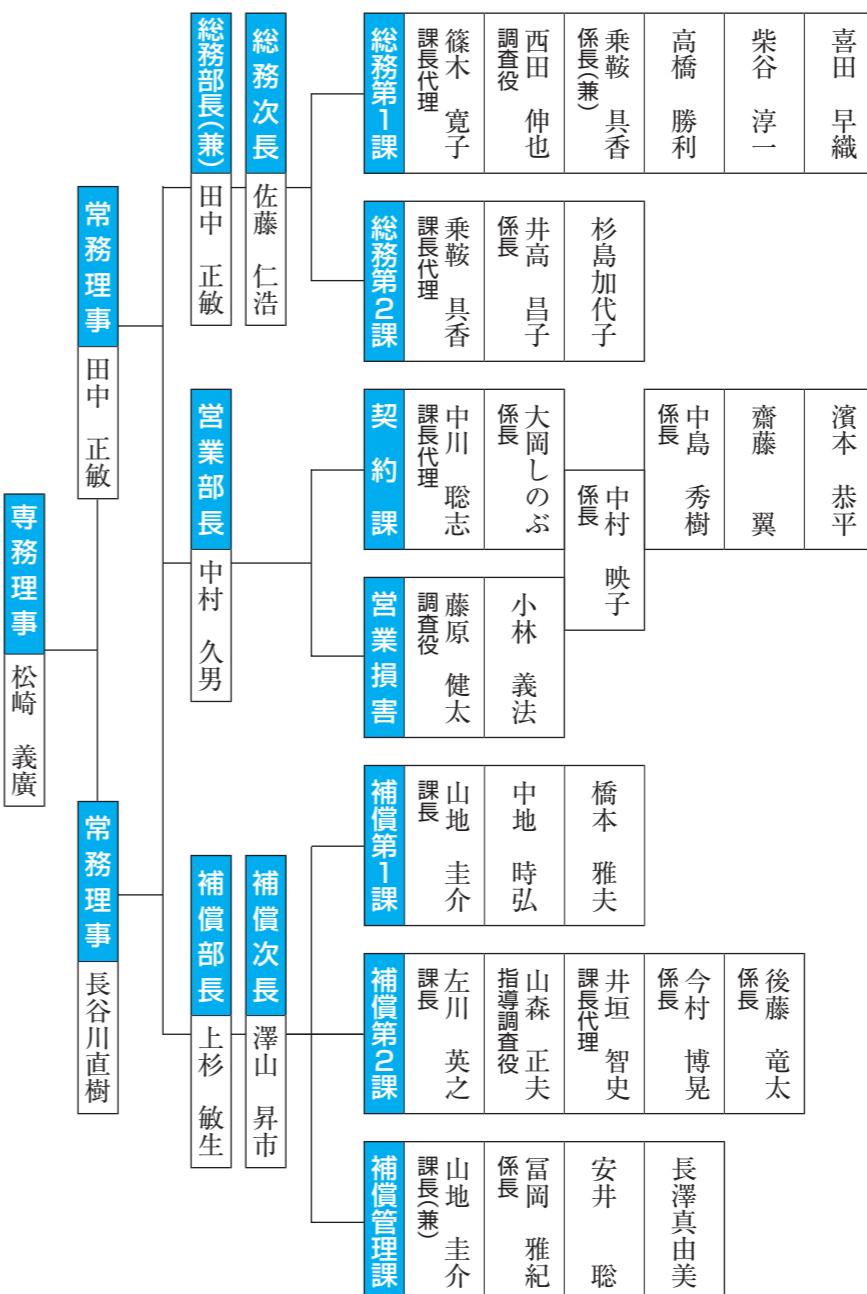
西部支所 龍田 昌子

弊組営業部 田戸和光儀 令和6年2月24日 永眠いたしました。  
ここに生前のご厚誼を深謝するとともに謹んでご通知申し上げます。



## 兵庫県交通共済協同組合組織図

2024.4.1現在


**総務部(代表)**  
**078-882-5718**
**営業部契約課直通電話**  
**078-882-5739**
**営業部損害直通電話**  
**078-882-5900**
**補償部第1課直通電話**  
**078-882-5724**
**補償部第2課直通電話**  
**078-882-5734**
**東部支所**  
**06-6482-3670**
**西部支所**  
**079-223-2428**
**東部支所**  
 所長(課長) 前田 浩孝  
 所長代行(課長) 大村 一仁  
 係長 内藤 真紀  
 数原 昌巳

**西部支所**  
 所長(課長) 和泉正二郎  
 所長代行(課長) 谷河 光  
 調査役 山室 康宏  
 係長 小原 弘之  
 武田英三郎  
 鶴崎 義己  
 田中 由記